

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会 広報・県民運動専門委員会部会設置要項(案)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程第 5 条の規定により、広報・県民運動専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置等)

第 2 条 専門委員会に部会を設置し、広報・県民運動の基本方針や基本計画の策定等に向けた検討を行うものとする。

2 部会の名称及び専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。ただし、定めのない事項については、その都度、必要な事項を定めるものとする。

(部会の役員)

第 3 条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 1 名

2 役員は、第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第 4 条 部会の委員（以下「委員」という。）の任期は、部会の任務が達成されたときまでとする。

2 前項に規定にかかわらず、委員に指名された者が、その属する機関又は団体において指名されたときの役職を離れたときは、当該委員の任期は、当該役職にあった日までとする。

3 前項の規定により委員が欠けたときは、当該委員の属していた機関又は団体において当該委員の後任となった者を委員に指名するものとする。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって部会に変えることができる。

4 部会は、付託事項の審議結果を専門委員会に報告する。

5 部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要項は、平成31年3月 日から施行する。

別表(第2条関係)

部会の名称	付託事項
広報推進戦略部会	<ul style="list-style-type: none">○ 広報に関すること。○ 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。○ 記録映像及び記録写真に関すること。
県民運動推進戦略部会	<ul style="list-style-type: none">○ 県民運動に関すること。